

矢吹町こども医療費助成に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの疾病又は負傷の治ゆを促進し、こどもの健康の保持増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「こども」とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する者は含まないものとする。

2 この規則において「保護者」とは、こどもを監護する父若しくは母（父母がいないかまたは父母が監護しない場合は、当該こどもの父母以外の者でそのこどもの養育にあたる者）をいう。ただし、当該こどもを父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち主として当該こどもの生計を維持する者をいう。

3 この規則において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

4 この規則において「保険給付」とは、社会保険各法に規定する療養の給付、療養費及び家族療養費をいう。

5 この規則において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(助成対象者)

第3条 この規則において、医療費の助成の対象となる者は、矢吹町に住所を有するこどもの保護者である者とする。

(助成)

第4条 教育委員会は、こどもの疾病または負傷について、社会保険各法の規定による医療の給付を受けた場合に支払った一部負担金の額（食事療養費を含む。）を限度として助成するものとする（附加給付のあった場合はその額を控除した額）。ただし、当該疾病、負傷について他の法律の公費負担がある場合はこの限りでない。

2 こどもについて、矢吹町国民健康保険条例第6条の規定により食事療養費を除く一部負担金の額を免じている国民健康保険の被保険者については、この規則による医療費（食事療養費を除く。）の助成をしたものとみなす。

(受給資格の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、こども医療費受給資格登録申請書（様式第1号）に所得額及び市町村税額を確認できる書類を添付してこれを提出し、こども医療費受給資格の登録を受けなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を、公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(受給資格証の交付)

第6条 教育委員会は、前条の規定により登録された保護者にこども医療費受給資格証（様式第2号）を交付する。

(受給資格証の提示)

第7条 こどもが医療機関において医療を受けるときは、保護者は医療機関にこども医療費受給資格証を提示しなければならない。

(助成の申請)

第8条 保護者は、助成を受けようとするときは、こども医療費助成申請書（様式第3号）により教育委員会に申請しなければならない。ただし、教育委員会と医療機関等との契約により現物給付を適用することができる場合は、当該申請書の提出を省略できるものとする。

（助成の決定及び交付）

第9条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定して助成金を交付するものとする。

（届出義務）

第10条 保護者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、こども医療費受給資格内容等変更届（様式第4号）により教育委員会に届け出なければならない。

（1） 保護者及びこどもの双方又はいずれか一方の氏名又は住所

（2） 加入している保険種別

（再交付の申請）

第11条 保護者は、こども医療費受給資格証を亡失又はき損したときは、こども医療費受給資格証再交付申請書（様式第5号）により教育委員会に再交付の申請をするものとする。

（譲渡等の禁止）

第12条 この規則に基づく助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第13条 保護者が、虚偽その他不正な行為により助成を受けたときは、教育委員会は当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第11条関係）